

医薬第 632 号

令和 2 年 6 月 8 日

公益社団法人北海道看護協会長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対応医療機関等への支援事業について
(COVID-19 支援ナース事業への協力依頼)

日頃から本道の保健医療福祉の推進に多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月25日に国の「緊急事態宣言」が解除されましたが、道においては、第2波の収束に向けて各種の対策を行っているところであり、今後も、第3波の発生に備えて、医療提供体制の確保を図っていく必要があると考えております。

このたび、貴会のご協力の下、新型コロナウイルス感染症に看護職員が感染した場合やクラスターが発生した医療機関等への支援体制を構築するため、北海道COVID-19 支援ナース事業実施実施要項を制定するとともに、道内の病院に対し、別紙の依頼文を発出しましたので、よろしくお願いたします。

担 当：地域医療推進局医務薬務課

看護政策係長 藤川

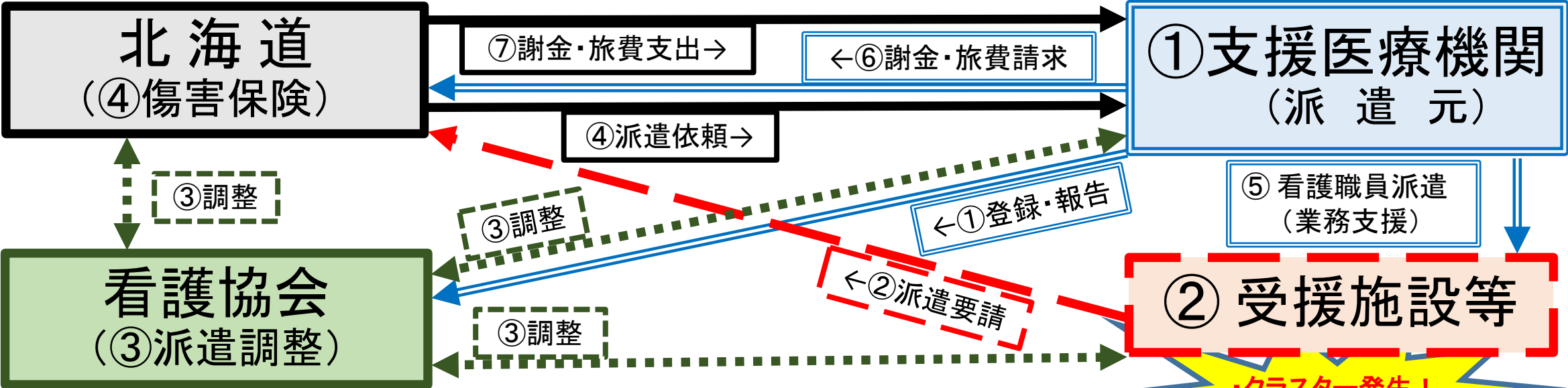
電 話：011-204-5251 (直通)

F A X：011-232-4108

e-mail：kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp

COVID-19支援ナース事業

【支援ナース派遣調整システム **改訂版**】



・クラスター発生！
・看護職員感染！
(感染症対応)

《事業周知・登録依頼(道・看護協会 ⇒ 道内病院等)》

- ① 支援医療機関から登録・派遣者名報告(⇒ 看護協会)
- ② 支援を希望する受援施設等から派遣要請(⇒ 道)
- ③ 派遣調整(道 ⇄ 看護協会 ⇄ ①・②)
- ④ 派遣依頼(COVID-19特約傷害保険加入)
- ⑤ 看護職員派遣・業務支援(① ⇒ ②)
- ⑥ 謝金、旅費請求(① ⇒ 道)
- ⑦ 謝金、旅費支出(道 ⇒ ①)

④保険料: 道負担
 ⑦旅 費: 道規定による
 ⑦謝 金: 22,400円 / 8h 勤務
 33,600円 / 12h 勤務

別途 / 宿泊療養施設、PCR検査C (注2)

- 支援業務(感染症対応施設)
- ・感染症病棟における患者対応業務
 - ・感染症病棟以外の病棟、外来等の業務
(感染症病棟への院内応援により人員不足となった病棟等の支援)
- ・宿泊療養施設、PCR検査センター (注1)

(注1) 宿泊療養施設及びPCR検査センター(以下「センター等」)に係る人材確保は、センター等を設置する機関(自治体等)が行います。
 設置機関には、道から所在圏域の登録支援医療機関を紹介し、各設置機関から支援医療機関に対して派遣依頼を行います。
 (注2) センター等に係る経費(謝金等)については、各設置機関が負担します。(別途、設置機関が定める額)

【様式1】

COVID-19 支援ナース事業 支援医療機関登録票（→北海道看護協会）

公益社団法人 北海道看護協会長 様（事業課）

E-mail: jigyoun@hkna.or.jp

電話：011-861-3292

FAX：011-863-3204

※FAX又は電子メールで登録票を提出した場合でも、必ず電話で連絡をしてください。

*協会記入欄：COVID-19支援ナースNo. []

登録日： 年 月 日

令和 年 月 日

当医療機関を「COVID-19支援医療機関」として登録します。

ただし、業務の状況等により派遣できない場合があることをご承知おき下さい。

住所	〒 -		
医療機関名			
代表者名			
担当者 (連絡先)	職名：	氏名：	
TEL：	01 - -	FAX：	01 - -
E-mail：	@		
派遣可能 看護職員数	・ 感染症棟における業務		人
	・ 感染症棟以外の病棟、外来等における業務 (感染症棟への院内応援により人員不足となった病棟等の支援)		人
	・ 軽症患者宿泊療養施設（ホテル）における業務 (入所患者の健康状態の確認など)		人
	・ PCR検査センターにおける検査介助業務 (PCR検査センター設置地域のみ)		人
派遣可能 日数	1 3～5日程度	2 1週間程度	
	3 その他 ()		

【様式2】

COVID-19 支援ナース 派遣要請書（受援施設→北海道）

北海道知事 様

E-mail: covid.chiikishien@pref.hokkaido.lg.jp

電話: 011-206-0463

FAX: 011-206-0732

※FAX又は電子メールで派遣要請書を提出した場合でも、必ず電話で連絡をしてください。

要請日時	令和	年	月	日 ()	時	分現在
住所						
施設名						
看護職員数	総看護職員数 () 名 ※非常勤職員等も含む					
担当者 (連絡先)	職名:					
	氏名:					
TEL:	01	-		-		
E-mail:						@

- ・当施設においてCOVID-19のクラスターが発生したため
 - ・当施設の看護職員がCOVID-19に感染したため
- 下記のとおり支援ナースの派遣を要請します。

派遣希望 職 場	1 感染症病棟	2 感染症病棟以外の病棟 () 科)							
	3 外来 () 科)	4 その他 ()							
活動内容	1 感染症患者への対応業務	2 一般病棟での業務	3 外来業務						
	4 夜勤業務	5 その他 ()							
派遣希望 期間(予定)	令和	年	月	日	～	年	月	日	() 日間
派遣希望人数 ・勤務時間等	日勤	人	夜勤有 (2交替)	人	夜勤有 (3交替)	人			
	～		～		～				
派遣先 責任者	職名:								
施設の状況	1 初発患者発生日	令和	年	月	日 ()				
	2 感染症患者 発生状況	入院(所)患者 () 人							
		職 員 () 人	うち看護職員 () 人						
		その他関係者 () 人	※清掃・給食・警備等 外部委託業者等						
	3 健康観察状況	健康観察中の看護職員数 () 人							
	4 感染症認定看護師	いる () 人	いない						
	5 感染症対策専門家の派遣	派遣済	派遣要請中	未派遣 (未要請)					
	6 ゾーニングの実施状況	できている	できていない						
7 施設内の消毒状況	1日 () 回・実施者 ()								
8 個人防護具の状況	充足している	不足している ()							
その他 連絡事項									

参考

医薬第 632 号
令和 2 年 6 月 8 日

各 病 院 長 様
看護部長・事務部長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対応医療機関等への支援事業について (COVID-19 支援ナース事業への協力依頼)

日頃から本道の保健医療福祉の推進に多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療機関等におきましては、業務量が増大するほか、院内クラスター等により看護職員に感染者が発生する事例もあり、看護職員の疲弊や離職につながっております。

5月25日で国の「緊急事態宣言」は解除されましたが、道においては、第2波の収束に向けて各種の対策を行っているところであり、今後も、第3波の発生に備えて、医療提供体制の確保を図っていく必要があると考えており、このたび、北海道看護協会のご協力をいただき、新型コロナウイルス感染症に看護職員が感染した場合やクラスターが発生した医療機関等への支援体制を構築することといたしました。

つきましては、地域の医療を守るため、多くの医療機関の皆様のご協力・ご支援をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 COVID-19 支援ナース事業のスキームについて (別紙実施要項)

- ① 事前に支援可能な医療機関を登録
(支援(派遣)可能な医療機関(支援医療機関) ⇒ 看護協会)
- ② 看護職員の感染等によりマンパワーが不足する医療機関等から派遣要請
(支援が必要な医療機関等(受援施設) ⇒ 道)
- ③ 看護協会・道などにおいて派遣調整(マッチング)
(派遣先の受援施設の状況を踏まえて調整)
- ④ 道から支援医療機関に対し看護職員の派遣を依頼
(道がCOVID-19 特約傷害保険に加入)
- ⑤ 支援医療機関から受援施設に看護職員を派遣(業務支援)
- ⑥ 派遣終了後、謝金・旅費を請求(支援医療機関 ⇒ 道)
- ⑦ 謝金・旅費を支出(道 ⇒ 支援医療機関)

参考

2 経費負担について

- ④ 派遣される看護職員に対し、道が傷害保険（COVID-19特約傷害保険）に加入します。
- ⑦ 派遣された看護職員が所属する医療機関に対し、道から規定の謝金及び旅費を支給します。

3 各種様式について

- ① 登録票（支援医療機関用：事前登録）・・・・・・・・・・・・・・ 様式1
（派遣可能な業務、看護職員等を登録）
 - ② 派遣要請書（受援施設用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式2
（受援施設等の状況（感染者数、感染管理専門家等の派遣状況、ゾーニング、PPEの保有状況）等を確認）
 - ⑥ 請求書（支援医療機関用：派遣終了後）・・・・・・・・・・・・・・ 様式3
- ※ 各種様式等は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策系のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/soukatsu/newindex/knggroup.htm>

4 想定される支援業務について

- (1) 感染症病棟等における感染患者の看護業務
- (2) 感染症病棟以外の病棟や外来業務など、後方支援業務

5 照会・連絡先等について

- (1) 全体事業、受援施設からの派遣要請・費用請求等に係る連絡先

北海道保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課看護政策係	担 当：看護政策係長 藤川 電 話：011-204-5251（直通） FAX：011-232-4108 e-mail：kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp
-----------------------------------	--

- (2) 支援医療機関登録・派遣調整等に係る連絡先

公益社団法人 北海道看護協会 事業部事業課	担 当：事業課長 岩本、事業係長 黒田 電 話：011-861-3292（事業課直通） FAX：011-863-3204 e-mail：jigyoku@hkna.or.jp
-----------------------------	---

参考

北看協第300号

令和2年6月8日

医療機関の長 様
看護代表者 様

公益社団法人北海道看護協会
会長 上田 順子

新型コロナウイルス感染症対応医療機関等への支援について (北海道COVID-19支援ナース事業への協力依頼)

日頃から、当協会の事業推進に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療機関等におきましては、職員の皆さまが懸命に感染拡大の防止及び重症化予防に努めていることに心から敬意を表します。

この度、令和2年6月8日付け医薬第632号通知のとおり、北海道が「北海道COVID-19支援ナース事業」として、新型コロナウイルス感染症に医療機関等の看護職員が感染するなどして、医療機関等の看護職員が不足した場合に、支援職員を派遣する事業を行うこととなりました。

北海道看護協会としてもこれに協力し、支援医療機関の登録や派遣調整を行います。

つきましては、医療機関が相互に協力し合い地域医療を守るため、貴施設においても積極的に支援医療機関として登録していただきたく、よろしく願いいたします。

なお、第二次医療圏およびその近隣の施設から支援要請があった場合には、貴施設看護職員の派遣についてご相談させていただきます。

記

【北海道看護協会の役割】

1 支援医療機関の登録受け付け

【様式1】COVID-19支援ナース事業 支援医療機関登録票をFAXまたはメールにより、6月30日（火）までに北海道看護協会事業課あてに、お送りください。

2 新型コロナウイルス感染症関連により看護職員が不足している施設からの相談の受付

3 支援医療機関との看護職員派遣に関する調整

※ 派遣された看護職員への謝金等は、北海道から支援医療機関へ支払われます。

事業部事業課

担当 岩本、黒田

TEL 011-861-3292（直通）

FAX 011-863-3204

E-mail jigyou@hkna.or.jp